

海田町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内啓佑

海田町規則第13号

海田町財務規則の一部を改正する規則

海田町財務規則（昭和48年海田町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第35条の4第1項第12号中「及び」を「，」に改め、「子育て応援特別手当」の次に「及び電波利用料」を加える。

第40条第1項中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 講習会，研修会等の参加に要する経費

第44条第1項に次の1号を加える。

(5) 受験料及び受講料

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。